

## 法人会員プランに関する重要事項説明書

この「法人会員プランに関する重要事項説明書」（以下「**本説明書**」といいます。）は、お客様が法人個人会員として、当社と会員契約を締結するにあたり、当社所定の「会員規約」の内容に追加又は変更して適用される契約条件となる下記の「法人会員プランに関する特則」（以下「**本特則**」といいます。）の内容について、説明することを目的とするものであります。

お客様は、法人会員プラン（本特則「1. 適用」で定めるものをいいます。）の申込みにあたり、本説明書に記載のある全ての内容を確認し、ご承諾のうえ、法人会員プランに申込みものとします。

### <法人会員プランに関する特則>

#### 1. 適用

本特則は、お客様が法人個人会員（会員規約第1条で定義する者をいいます。）として、「Monthly コーポレート会員」、「1 Day コーポレート会員」その他法人会員向けプランとして当社が特別に定めた会員種別（以下「**法人会員プラン**」といいます。）に申込み、当社との間で会員契約を締結した者に限り、適用されます。

#### 2. 法人会員プランに関する前提条件・入会資格等

- (1) 法人会員プランへの申込み（提供を含む。）は、次の全ての条件が満たされ、維持されていることが前提条件となります。
- ① 当社とおお客様の所属法人（お客様が所属する勤務先企業法人、健康保険組合、お客様が契約する法人等、会員規約で定義する法人会員をいい、以下本書においては「**所属法人**」といいます。）との間で、法人会員契約が締結されていること
  - ② お客様が、会員規約で定める入会資格の他、所属法人が定める資格要件（例；お客様ご本人の他、その配偶者、扶養家族等をいうがこれらに限らない。以下「**法人資格要件**」といいます。）を満たす者であること
- (2) 法人資格要件の充足（有無）を確認する目的で、申込み時に所属法人が定める本人確認書類の提示が必要となります。なお、本人確認書類に記載のある内容と異なる内容をもって、法人会員プランへ申込みことはできません。
- (3) 申込み後においても、法人資格要件の充足（有無）を確認する目的で、当社所定の方法によりお客様へ本人確認を行う場合があります。この場合、お客様は当該本人確認に速やかに応じるものとします。
- (4) 申込み時に登録したお客様情報及び提示した本人確認書類の内容に、その後変更が生じた場合は、速やかに当社（ご利用施設フロント）へ届け出のうえ、当社所定の変更手続きを実施ください。

#### 3. お客様情報の取り扱い

- (1) 当社は、法人個人会員から取得するお客様情報（会員規約第10条で定める内容と同じ。）及び当社施設の利用実績・利用回数（以下「**お客様情報等**」といいます。）を、会員規約で定める内容の他、次の目的で利用します。
- ① 所属法人との間で、法人資格要件の適否を確認するため
  - ② 前①号の判断に必要な範囲内において、所属法人との間で、お客様情報の正確性を確認するため
- (2) 当社は、会員規約の定め（※会員規約第10条第5項）に基づき、お客様情報等を、前(1)項で定める目的の実現のため、所属法人に提供します。
- (3) 当社は、所属法人からお客様情報等の内容の正確性について疑義又は相違の連絡を受け、当該内容が客観的に適当であると当社が判断した場合、正確かつ最新のお客様情報を維持する目的のため、お客様情報の補正又は修正を行います。
- (4) お客様は、前(3)項に基づくお客様情報の変更に関する異議がある場合は、当該変更を知った後、速やかに当社へ変更内容及びその理由について説明を求めることができます。
- (5) お客様は、法人会員プランへの申込みにあたり、前各項の内容について、同意承諾のうえ、お申込みください。当社は、法人会員プランの申込みをもって、前各項で定めるお客様情報等の取り扱いについて、お客様から、法人個人会員である期間における包括的な同意承諾を得たものとして取り扱います。

#### 4. 法人個人会員の資格喪失・契約終了後の取り扱い

- (1) 法人資格要件を喪失した（非該当となった）場合、速やかに当社（ご利用施設フロント）へ、申し出ください。
- (2) 法人会員プランは、会員規約で定める内容の他、次のいずれかの事由に該当した場合、当社所定の時期及び当社所定の方法による通知をもって、自動的に契約終了となります。
- ① 所属法人と当社との法人会員契約が終了となったとき
  - ② お客様から、法人資格要件の喪失の届け出（当社所定の方法による）がなされたとき
  - ③ 所属法人からお客様の法人資格要件の喪失等の通知があり、かつ、お客様から前②号の届け出が相当の期間をもってもされないとき又は届け出がされる見込みがないと当社が判断したとき
  - ④ 法人資格要件の充足（有無）を確認するため、当社所定の方法によりお客様へ連絡をした場合において、当該連絡に一定期間応答が無く、法人資格要件の確認が困難であると当社が判断したとき
- (3) お客様が法人個人会員の資格を喪失後、引き続き当社施設の利用継続を希望する場合、別途他の会員種別への入会（変更）手続きを、法人会員プランの終了月（退会月）の末日までに、実施いただく必要があります。
- (4) 前記(3)で定める手続きを実施しただけなかった場合は、法人会員プランの終了以後、当社施設の利用はできません。
- (5) 法人会員プランの利用に関して、所属法人と法人個人会員との間で会費、利用料等以外に別途直接費用の精算が発生する内容については、法人資格要件の喪失後の請求、その他事由の如何を問わず、当社は一切関知しません。

#### 5. その他提供条件等

- (1) 法人個人会員の①利用可能施設（直営施設・提携施設）、②会費、利用料その他費用については、当社と所属法人間で締結された法人会員契約で定められた条件に従い、提供されます。
- (2) 法人会員契約の内容に応じて、各種割引キャンペーンの内容を受けることができます。ただし、当該キャンペーン内容は、お客様がご登録されるクラブにより、異なる内容が設定される場合があります。
- (3) 法人個人会員は、当社が提供するオプションサービスの一部について、加入又は利用できない内容があります。詳細は、当社施設のフロントスタッフへご確認ください。

以上

- <附則> 1. 本特則は、2019年10月29日制定、2019年12月1日より発効し、施行します。  
2. 2026年4月1日改定、同日より施行します。